

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

令和3年3月3日
高校教育課
特別支援教育課

京都府立学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、報告します。

1 法的根拠

平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務になった。

2 学校運営協議会の主な3つの機能

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる
ことができる

3 本府の現状

平成31年4月1日付けで京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定
現在、学校運営協議会を設置している学校は、以下の4校

- ・北稜高等学校（平成31年4月1日～）
- ・豊学校（本校）（令和元年7月1日～）
- ・宇治支援学校（令和元年7月1日～）
- ・丹波支援学校（令和2年8月1日～）

4 令和3年度について

原則、すべての府立学校に学校運営協議会を設置する。

5 その他

- (1) 令和2年度新設であり、令和4年度に全3学年が揃うため、令和4年度から学校運営協議会
を設置予定の学校
 - ・宮津天橋高等学校
 - ・丹後緑風高等学校
- (2) 令和3年度末に閉校となるため、学校運営協議会を設置しない学校
 - ・加悦谷高等学校
 - ・久美浜高等学校
- (3) 令和4年度に定時制（分校）のみ存在し、令和4年度末に閉校となるため、学校運営協議会
を設置しない学校
 - ・宮津高等学校
 - ・網野高等学校

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について

「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。

社会総掛かり

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

共有

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有**することが重要です。

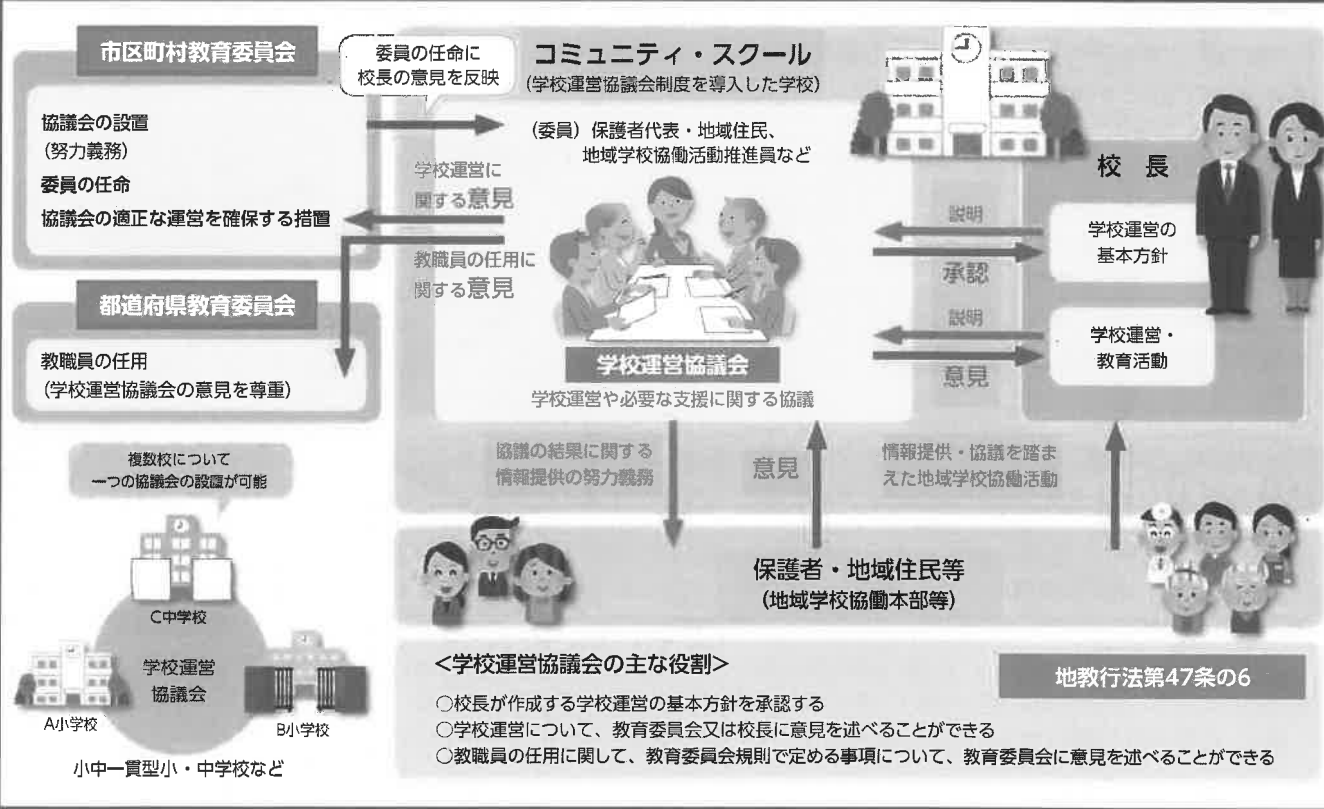
地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「**地域とともにある学校づくり**」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

➡ **コミュニティ・スクール = 学校運営協議会** を導入した学校

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み



▶▶コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) に関する法改正 (平成29年4月施行)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に (令和2年4月～ 47条の5)
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者 (地域学校協働活動推進員等) を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

▶▶ 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する

学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、**育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有**します。保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するにあたっては、一方が伺いをたて、一方がそれを了承するという関係ではなく、**学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働へとつなげていくことが重要**です。

校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うこととなります。



▶▶ **学校運営**について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる

学校運営協議会は、**広く地域住民等の意見を反映させる**観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による**合議体としての意見を述べる**こととなります。



▶▶ **教職員の任用**に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

学校運営協議会は、**学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る**観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べるすることができます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が**実現しようとする教育目標等**に適った**教職員の配置を求め**るための重要な機能です。

任命権者(都道府県・政令市)は**域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努める**ことが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。(→ P7: Q&A)



	コミュニティ・スクール				地域学校協働本部			
	導入校数	増加数 (前年度比)		導入率	整備校数	増加数 (前年度比)		整備率
幼稚園	237	40	園増	7.8%	500	128	園増	16.5%
小学校	5,884	1,266	校増	31.0%	11,777	1,934	校増	62.0%
中学校	2,721	622	校増	29.5%	5,206	707	校増	56.5%
義務教育学校	76	26	校増	62.8%	83	35	校増	68.6%
高等学校	668	161	校増	18.9%	386	227	校増	10.9%
中等教育学校	3	0	校増	9.1%	2	1	校増	6.1%
特別支援学校	199	72	校増	18.3%	176	111	校増	16.2%
合計	9,788	2,187	校増	27.2%	18,130	3,143	校増	50.3%

※幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。

※学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

コミュニティ・スクールの導入状況の推移

基準日	設置校数	増加数 (前年比)	学校設置者数	
平成17年4月1日	17校			6市区
平成18年4月1日	53校	36校増	1県	15市区町
平成19年4月1日	197校	144校増	1県	41市区町村
平成20年4月1日	341校	144校増	2県	63市区町村
平成21年4月1日	475校	134校増	2県	72市区町村
平成22年4月1日	629校	154校増	2県	82市区町村
平成23年4月1日	789校	160校増	2県	99市区町村
平成24年4月1日	1,183校	394校増	3県	122市区町村
平成25年4月1日	1,570校	387校増	4道県	153市区町村
平成26年4月1日	1,919校	349校増	4道県	187市区町村
平成27年4月1日	2,389校	470校増	5道県	235市区町村
平成28年4月1日	2,806校	417校増	9道県	285市区町村
平成29年4月1日	3,600校	794校増	11道県	367市区町村
平成30年4月1日	5,432校	1,832校増	18道府県	532市区町村
平成元年5月1日	7,601校	2,169校増	22道府県	695市区町村
令和2年7月1日	9,788校	2,187校増	29道府県	850市区町村

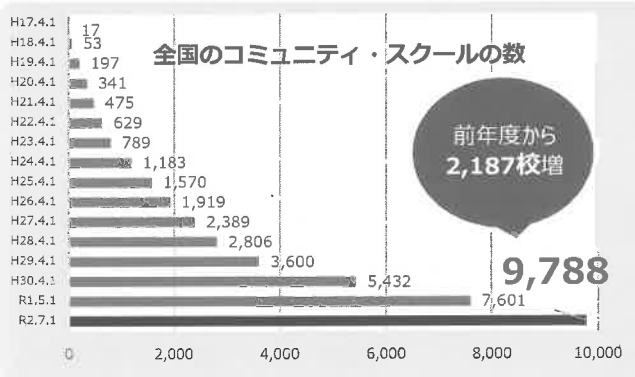
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 —学校数—

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **9,788校** (令和2年7月1日現在)

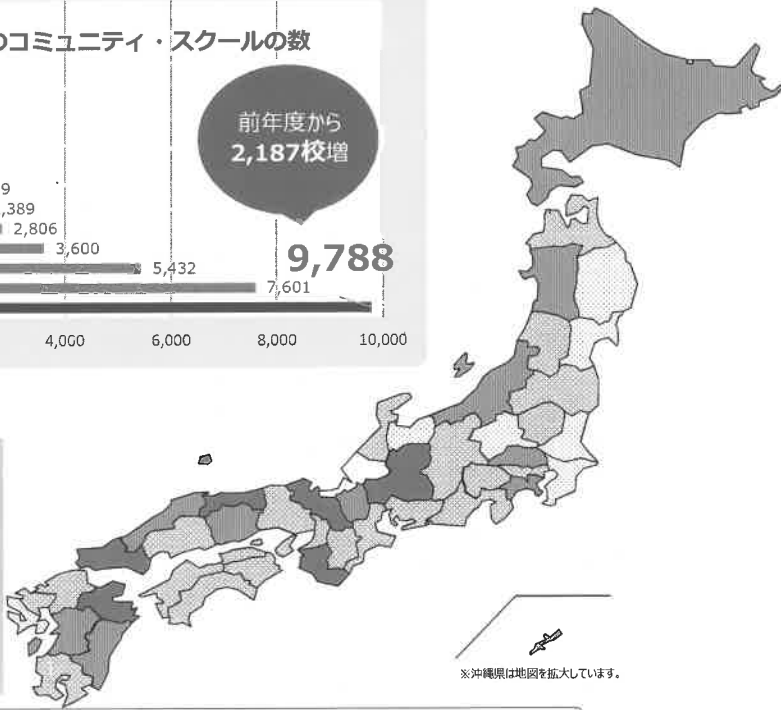
(幼稚園237、小学校5,884、中学校2,721、義務教育学校76、高等学校668、中等教育学校3、特別支援学校199)

全国の学校のうち、**27.2%**がコミュニティ・スクールを導入



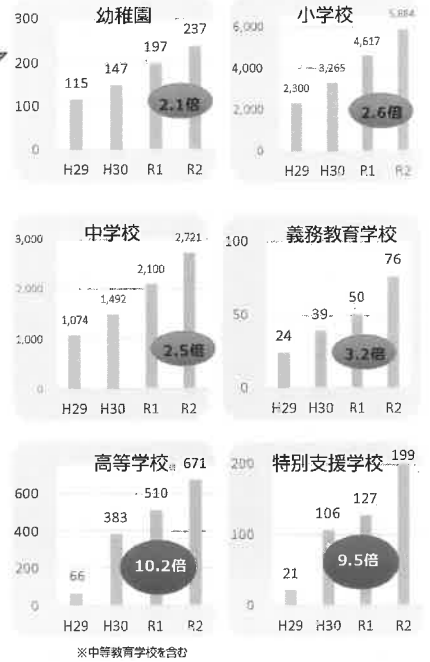
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

- 【設置率】※
- 50%以上 ... (濃黒)
 - 30%以上 ... (黒)
 - 10%以上 ... (濃灰)
 - 10%未満 ... (薄灰)
 - 設置なし ... (白)



※沖縄県は地図を拡大しています。

校種別設置状況



※母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

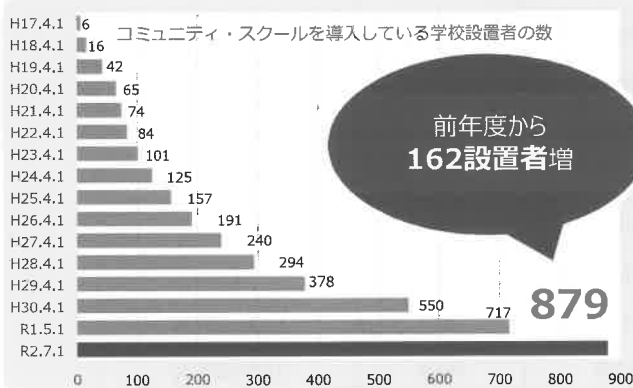
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 —学校設置者数—

コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

46都道府県内 **850市区町村** 29道府県 (令和2年7月1日現在)

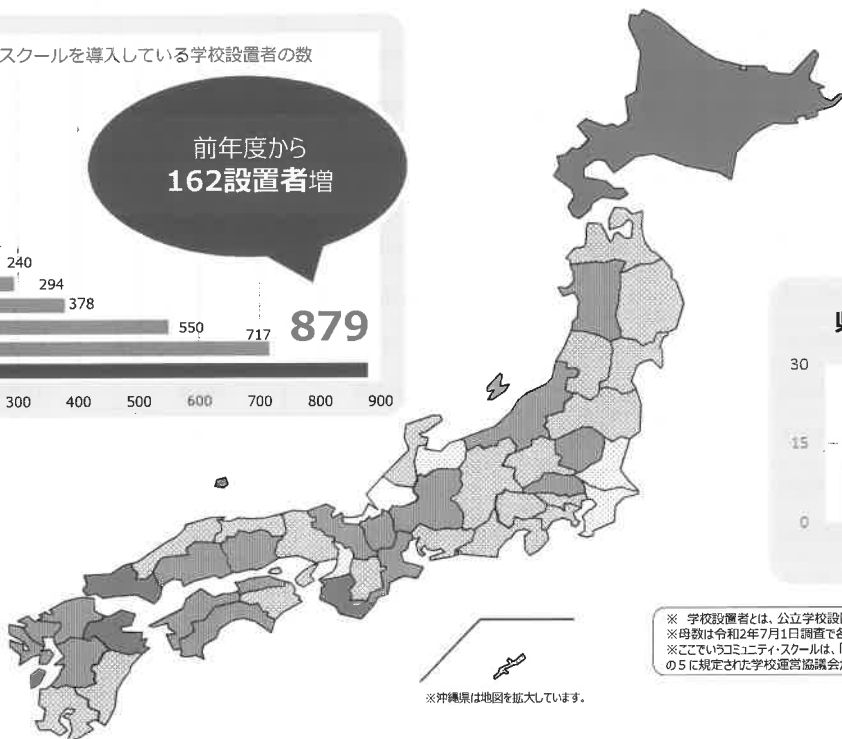
(29道府県、841市区町村(11政令市を含む)、9学校組合)

全国の学校設置者のうち、**48.5%**がコミュニティ・スクールを導入



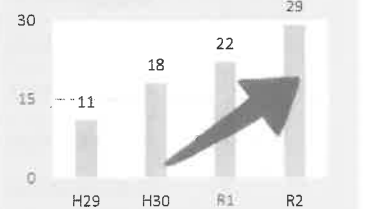
コミュニティ・スクールを導入している学校設置者の割合

- 【設置率】※
- 80%以上 ... (濃黒)
 - 50%以上 ... (黒)
 - 20%以上 ... (濃灰)
 - 20%未満 ... (薄灰)
 - 設置なし ... (白)



※沖縄県は地図を拡大しています。

県立学校の設置者推移



※ 学校設置者とは、公立学校設置者のこと。
※ 母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
※ ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。